

答申第29号

答 申

1 審査会の結論

平成25年9月18日付けで異議申立人が津市(以下「実施機関」という。)に対して行った公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、実施機関が平成25年10月2日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年9月18日付けで「平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度国民健康保険税滞納者の氏名、性別、住所、世帯主氏名、通知書番号、人数、滞納額のわかる文書」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「未納者リスト」(以下「本件公文書」という。)を特定した。

(3) 実施機関は、平成25年10月2日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 開示しない部分

未納者リストのうち通知書番号、世帯主氏名、住所の部分及び氏名、性別のわかる文書

イ 開示しない理由

未納者リストのうち通知書番号、世帯主氏名、住所の部分については条例第7条第2号に該当するため。氏名、性別のわかる文書は、作成及び取得しておらず存在しないため。

(4) 異議申立人は、平成25年10月23日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

未納者リストのうち「通知書番号、世帯主氏名」を公開しても個人の権利

利益を害しないので、本件処分は条例第1条の趣旨に反した決定であり、違法不法である。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成25年11月20日付けで補正命令を行った。

異議申立ての理由中「条例第1条の趣旨に反した決定」とあるが、条例第1条に対しどのように反した決定であるのかを記載すること。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成25年12月11日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

未納者リストのうち通知書番号、世帯主氏名、住所の部分については、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであると考えられるため。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「通知書番号及び世帯主氏名」の部分について争っている。

異議申立人は、当該不開示部分については、開示しても個人の権利利益を害しないので本件決定は広く開かれた津市政を目指そうとする制度の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示情報としたものである。

ここで、異議申立人の開示請求に対し、実施機関が特定した本件公文書

における開示しない部分をみると、まず、「世帯主氏名」は、個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第7条第2号に該当すると言える。また、「通知書番号」については、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取によると、津市において、通知書番号は国民健康保険被保険者一人一人に割り振られた保険証番号と同一であり、仮に通知書番号を開示した場合は、保険証の不正利用等により個人の権利利益を侵害するおそれがあることから条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 1月 9日	諮問書の受付
平成26年 2月24日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 3月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子